

役員等の変更に伴う手続きについて

役員等の変更報告（施行規則第30条第1項）

港湾運送事業者は、名称（氏名）、住所、役員（社員）に変更があった場合は、当該変更の日から30日以内に、当該変更があった旨を記載した報告書を港湾運送事業の許可を受けた地方運輸局長又は国土交通大臣に提出しなければなりません。

ただし、代表権を有しない役員（社員）の変更については、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について毎年7月31日までに提出が必要です。

また、役員（社員）の変更の場合は、新たに役員（社員）になった者が港湾運送事業法第6条第2項第1号から第4号までのいずれの「欠格事由」にも該当しない者である旨の宣誓書の添付が必要です。

届出等の一本化した提出の手続き

（施行規則第30条第2項及び貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令）

港湾運送事業者、内航海運業者、倉庫業者、貨物利用運送事業者、貨物自動車運送事業者の名称（氏名）、住所、役員（社員）に変更があった場合、それぞれの事業ごとに提出することに代えて一本化して提出することができます。

届出にあたっては、第1号様式による届出書、役員（社員）の変更の場合は欠格事由に該当しない旨の第2号様式による宣誓書の添付が必要です。

なお、第1号様式、第2号様式については下記からダウンロードすることができます。

【様式】

第1号様式及び第2号様式

[Word 様式](#)

[Excel 様式](#)

[記載例](#)

問い合わせ先

〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第一号館11階

中部運輸局海事振興部貨物・港運課

TEL: 052-952-8014